○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市篠ノ井塩崎字東谷一〇九番二地先から同市篠ノ井塩崎字立町三六六番ロまで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○関東地方整備局告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）
つくば市手代木字田向二〇五二番一地先から同市梶内字梶内三二番一地先まで	二一・一〇～七一・〇六

(四) 指定する期日　令和七年八月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号及び三百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
南魚沼市石打字土堂一二九一番一から同市石打字瀬戸川原二〇六番二まで	前	一八・三五～四〇・八四	〇・二二八
	後	一七・四七～四〇・八四	〇・二二八

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	南魚沼市石打字土堂一二九二番一から同市石打字瀬戸川原二〇三番三まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
阿賀野市寺社字鴨深甲三〇八六番三から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで	前	A 一一・八六～九四・五〇	三・二六〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一一・八六～九四・五〇	八・二八三	
		C 八・三〇～一六四・四八	一・〇九四	
	後	A 一一〇・〇〇～一六四・四八	三・二六〇	
		B 一一〇・〇〇～一六四・四八	八・二八三	
		C 八・三〇～一四五・七〇	一・〇九四	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	阿賀野市堀越字土本五一四番一から同市野地城字原二七一番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日

○中部地方整備局告示第八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
本巣市三橋字三本木三四番一から岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字宮後二四八番一まで	前	二四・五二～三七六・二二	六・五四八
	後	一一・七七～三八二・七〇	六・五四八

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	本巣市上保字菊松九〇一番三から安八郡神戸町大字西座倉字本郷一六九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月三十日十五時